

発議第2号

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月22日提出

提出者（富士市議会議員）	杉	山	諭
賛成者（富士市議会議員）	荻	田	丈仁
〃（〃）	笠	井	浩
〃（〃）	小	池	智明
〃（〃）	望	月	昇
〃（〃）	一	条	義浩

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市議会委員会条例（昭和41年富士市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「危機管理室」の次に「、デジタル推進室」を加える。

第3条の2第2項中「8人」を「10人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



令和5年3月22日

富士市議会

議長 米山享範様

提出者（富士市議会議員）	杉山	諭
賛成者（富士市議会議員）	荻田	丈仁
〃（〃）	笠井	浩
〃（〃）	小池	智明
〃（〃）	望月	昇
〃（〃）	一条	義浩

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

組織改正に伴い、総務市民委員会の所管にデジタル推進室を加えるとともに、改選後、議会運営委員会の委員の定数に変更が生じた際に本条例の一部改正を不要とするため、条例の一部を改正する。